# 横須賀市保育所等及び認可外保育施設における業務効率化推進のための補助金交付要綱

（総則）

第１条　保育所等又は認可外保育施設においてＩＣＴ化を推進し、保育士や保育従事者の業務負担の軽減及び事故防止を図るため、ＩＣＴ化推進のための保育業務支援システム（以下「支援システム」という。）の導入に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）保育所等　市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第35条第４項の規定により設置される保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により設置される幼保連携型認定こども園、児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等のうち横須賀市以外の者が行うものをいう。

（２）認可外保育施設　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の２に基づく届出を行っている認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）

（３）医療的ケア児受け入れ施設　市内に所在する「多様な保育促進事業の実施について（令和６年３月30日こ成保第179号）」の別添３に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる事業を実施する施設。

（補助対象）

第３条　　補助の対象となる経費及び要件は、別表１に定めるとおりとする。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助の対象となる経費の総額と別表２に定める補助基準額のいずれか低い額に対して別表２に定める補助率を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第４条第２号に掲げる書類は省略するものとし、同条第３号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

（１）見積書（第３条に規定する補助の対象となる経費かどうかが判断できる内訳が記載してあるものに限る。）

（２）第３条に規定する要件としての機能を満たすことを証明する書類

（実績報告）

第６条　規則第10条に規定する実績報告書は、支援システムの導入が行われ、当該費用を保育所等及び認可外保育施設が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は３月末日）までに提出するものとする。

２　規則第10条に規定する市長が定める書類は、領収書等の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写しとする。

３　保育所等はシステム導入によるその効果等について別途定める報告書を提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第７条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、 市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附　則

この要綱は、平成28年10月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年８月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表１（第３条関係）

| 種別 | 要件 | 経費 |
|---|---|---|
| 保育所等 | １　支援システムが次の機能のうち１つ以上の機能を有する機能を搭載していること。<br>①　保育に係る計画・記録に関する機能<br>②　園児の登園及び降園の管理に関する機能<br>③　保護者との連絡に関する機能<br>④　キャッシュレス決済に関する機能<br>２　②の機能のシステムを導入する場合は、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取り組みについて明記されていること。<br>３　補助については１施設１回限りとする。<br>ただし、過年度に該当事業又は他の事業により補助を受けて①～③のうち１つ以上の機能を有するシステムを導入した場合であっても、④の機能を有するシステム導入する場合には、該当システムを導入するために要する費用に限り補助するものとする。 | 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）を実施するために必要なシステム導入費、リース料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費 |
| 認可外保育施設 | １　支援システムが次の２つの機能のうち、いずれかの機能を有する機能を搭載していること。<br>①園児の登園及び降園の管理に関する機能<br>②保育に係る計画・記録に関する機能<br>２　①の機能を有する機器を導入しない場合は、児童福祉法第59条の２に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年１月21日付雇児発0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設とする。<br>３　①の機能のシステムを導入する場合は、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記されていること。 | |
| 医療的ケア児を受け入れ施設におけるICT機器導入 | 医療的ケア児受け入れ施設において、医療的ケア児とのコミュニケーション等にICT機器を導入する場合 | |

（注）安全計画

・保育所及び地域型保育事業所：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第92 号）」において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画

・幼保連携型認定こども園：認定こども園法第27 条の規定により準用する学

校保健安全法の規定に基づく学校安全計画

・認可外保育施設：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13 年３月29 日雇児発第177 号）の（別添）認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

別表２（第４条関係）

| 基準額 | 補助率 |
|---|---|
| １．保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入<br><br>Ａ 保育に係る計画・記録に関する機能<br>Ｂ 園児の登園及び降園の管理に関する機能<br>Ｃ 保護者との連絡に関する機能<br>Ｄ キャッシュレス決済に関する機能<br><br>＜端末購入を行わない場合＞<br>１機能の導入　１施設当たり　200,000円<br>２機能の導入　１施設当たり　400,000円<br>３機能の導入　１施設当たり　600,000円<br>４機能の導入　１施設当たり　800,000円<br><br>＜端末購入を行う場合＞<br>１機能の導入　１施設当たり　700,000円<br>２機能の導入　１施設当たり　900,000円<br>３機能の導入　１施設当たり　1,100,000円<br>４機能の導入　１施設当たり　1,300,000円<br><br>２．認可外保育施設における機器の導入<br>１施設当たり 200,000 円 | ３／４ |
| 医療的ケア児を受け入れ施設におけるＩＣＴ機器導入<br>１施設当たり　200,000円 | 10/10 |